官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四五）
○労働組合法施行令の一部を改正する政令（一四六）
○理容師法施行令の一部を改正する政令（一四七）
○美容師法施行令の一部を改正する政令（一四八）
○公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（一四九）

〔省　令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）

〔規　則〕

○労働委員会規則の一部を改正する規則（中央労働委一）

〔法規的告示〕

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通五八一）
○特別警報の基準の一部改正（気象庁二）

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百四十五号）（財務省）

1　昭和一〇〇年を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の貨幣の発行枚数を、十万五千枚追加し、六十二万五千枚に改め、１に掲げる記念貨幣の発行枚数を四万枚とする。（別表第三関係）

3　２に掲げる貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、三万千六百三十七円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働組合法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十六号）（厚生労働省）

1　労働委員会は、不当労働行為審査事件に係る和解調書等の公示送達について、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を労働委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を労働委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることにより行うものとする。（第三十条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

4　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇理容師法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十七号）（厚生労働省）

1　理容師試験の受験手数料の額は、筆記試験及び実技試験についてそれぞれ一万二千五百円とされているところ、筆記試験は一万五千九百円に、実技試験は一万八千八百円に改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇美容師法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十八号）（厚生労働省）

1　美容師試験の受験手数料の額は、筆記試験及び実技試験についてそれぞれ一万二千五百円とされているところ、筆記試験は一万五千九百円に、実技試験は一万八千八百円に改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（政令第百四十九号）（国土交通省）

第１　土地収用法施行令の一部改正

1　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を都道府県の掲示場に掲示し、又はその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第五条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第２　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令の一部改正

1　公示は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規制区域内の国土交通大臣が告示で定める場所に設けられる掲示板に掲示し、又は公示事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第二条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第３　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正

1　書類の送付に代わる公告は、公告内容を官報、公報その他定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告内容が記載された書面を施行地区内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第五十二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正

1　公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を市町村の掲示場に掲示し、又はその旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第八条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第５　マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令の一部改正

1　書類の送付に代わる公告は、公告内容を官報、公報その他定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告内容が記載された書面を書類の送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地等の区域内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第６　附則

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

2　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）